

ちょっと待って！共同親権

～安心・安全な運用のため、私たちができること～

講師 岡村 晴美 弁護士

1973年、名古屋市生まれ。名古屋大学法学部を卒業後、2007年に弁護士登録。女性の権利擁護に関する事件を中心に取り組む。これまでに離婚事件約600件を受任。約1500件の相談も受けてきた。DV事件のほか、ストーカー、性被害事件、職場のセクハラ・パワハラや学校でのいじめの事件などが専門。愛知県弁護士会、弁護士法人名古屋南部法律事務所所属。日本弁護士連合会性の平等に関する委員会委員。愛知県弁護士会性の平等に関する委員会委員長、愛知県弁護士会男女共同参画推進本部委員。マタハラ弁護団東海事務局長、NPO法人PROUDLIFE理事（セクシュアルマイノリティ支援）。共編著に『面会交流と共同親権 当事者の声と海外の法制度』（明石書店）。



2025年 6月22日（日） 14:00～16:30
（開場13:30）

滋賀弁護士会館

（大津駅北口から徒歩2分）

参加費 500円

開催にあたって

昨年5月、離婚後共同親権を軸とする家族法「改正」が可決成立しました。この法改正については、DV虐待被害者やその支援者、医療従事者、教育現場、また家庭裁判所の現場からも多くの懸念が寄せられましたが、その懸念が払拭されることなく異例のスピードで可決されました。

離婚後も父母双方が子育てに関わりやすくなるなら共同親権が良いのでは？

海外では一般的って聞くけど？

どんな懸念の声が上がっていたの？

懸念が払拭されずに施行されてしまって大丈夫なの？

…など、2026年5月までの施行を前に、様々な疑問がわいてきます。

この法案の審議の過程では、偏った現状認識に基づいた議論が行われたという問題も指摘されています。地元選出の国会議員が深くかかわっているところでもあり、滋賀でこの問題を学習することには重要な意味があります。

DV・虐待に苦しむ被害者を減らし、個人の尊厳が守られる社会をめざして、何ができるのか一緒に考えましょう。

主催 共同親権問題を考える学習会@滋賀 実行委員会

連絡先 20250622shiga@gmail.com

✕ @20250622shiga

f 20250622shiga

参加申込

